

会計年度任用職員制度の導入に伴う公立学校共済組合への加入手続き等について

令和2年4月から地方公務員法改正に伴い、臨時的任用職員等の公立学校共済組合神奈川支部（以下、共済組合という。）の組合員資格を取得する時期が変更となります。

その取扱い等について、次のとおりとなります。

1 任用種別による共済組合加入時期等

	職種	共済組合加入時期等
フルタイム	臨時的任用職員	任用当初から加入
	任期付職員	
	再任用職員	
短時間勤務	任期付職員	加入不可※
	再任用職員	

※地共法の要件を満たした場合、適用される場合あり
フルタイム会計年度任用職員と同様の要件で加入可

	職種	共済組合加入時期等
フルタイム	会計年度任用職員 (各任命権者とも現時点での任用の 予定はないとのことです。)	1月あたり勤務日が18日以上、引き続き12月を超える場合、13月目の初日から加入
短時間勤務	会計年度任用職員	加入不可

※ ただし、令和2年3月31日以前から任用されている臨時的任用職員で令和2年3月31日で辞令の任用期間が終了しないで継続する場合（すでに公立学校共済組合神奈川支部の組合員となっている者を除く。）は、その任用期間終了後に共済組合への加入となります。＜事例①参照＞

＜事例①＞

3/1 ————— 4/1 ————— → 4/20 4/21 →

協会けんぽ 国民健康保険等	共済組合 加入
------------------	------------

任用期間：令和2年3月1日から令和2年4月20日の場合

3/31以前から任用辞令が出ていて、年度をまたぐ場合、任用期間終了後、任用が継続する場合は、翌日の4/21から共済組合加入手続きを行う。【組合員資格取得届書を提出】

2 共済組合への加入期間等

- (1) 臨時的任用職員等の任用期間の終了日と新たな任用期間の開始日の間に1日も任用期間に途切れる日（以降、空白期間という。）がない場合は、任命権者が異なる共済組合員（他支部組合員を除く。）であっても共済組合員加入期間は継続します。＜事例②③参照＞

<事例②> 4/1

横浜市 (神奈川支部加入者)	神奈川県 (神奈川支部加入)
-------------------	----------------

空白期間がないこと
を所属所で確認

空白期間がないことが組合員資格の継続要件。
「組合員異動報告書 (転入用) (給付様式第1-2号) を所属所から共済組合へ提出する。

空白期間があった場合は、新規加入者

※ 空白期間がなければ、組合員証番号の変更はしない。空白期間があれば、新規加入者の手続きが必要。(組合員番号は変更する。)

<事例③> 4/1

他県 (他支部加入者)	神奈川県及び政令3市 (神奈川支部加入)
-------------	----------------------

新規加入者であるため、
「組合員資格取得届書 (給付様式第1-1号) を所属所経由で共済組合へ提出する。

(2) 任用期間の終了日と新たな任用期間の開始日の間に次の「空白期間等」(他支部等からの転入は除く。)があっても、共済組合員の資格を継続します。

ただし、この「空白期間等」は、任用期間終了時点で任命権者と組合員との間で、次の任用予定が明らかに認められる場合に限り、組合員資格を継続します。<事例④⑤⑥参照>

<組合員資格を継続する「空白期間等」>

任用期間の終了日と新たな任用期間の開始日の間に生じた31日以内の空白期間等。ただし、一月の任用期間等が1日以上ない場合を除く。

<事例④>

R2/3/24 任用終了

任用開始 4/24

共済組合 加入	「空白期間等」30日 (共済組合継続加入期間)	共済組合 加入
------------	----------------------------	------------

次の任用予定が明らかに認められる場合、組合員資格を継続

一月の任用期間等が1日以上あり、空白期間等が31日以内の場合は組合員資格を継続する。

<事例⑤>

3/24 任用終了

任用開始 4/27

共済組合 加入	「空白期間等」34日 (共済組合継続できない期間)	共済組合 加入
------------	------------------------------	------------

一月の任用期間等が1日以上あるが、空白期間等が31日を超える場合は、組合員資格を喪失する。

<事例⑥>

8/31 任用終了

任用開始 10/1

共済組合 加入	「空白期間等」30日：9月任用期間なし (共済組合継続できない期間)	共済組合 加入
------------	---------------------------------------	------------

空白期間等が31日以内であっても、一月の任用期間等が1日以上ない場合は、組合員資格を喪失する。

3 資格取得及び喪失手続き等

(1) 新たに臨時的任用職員として任用される場合は、任用当初から組合員資格を有することとなるため、「組合員資格取得届書 (給付様式第1-1号)」を所属所経由で共済組合へ提出してください。<事例⑦参照>

<事例⑦> 任用開始4/1 以降⇒

協会けんぽ 国民健康保険等	公立学校共済組合神奈川支部
------------------	---------------

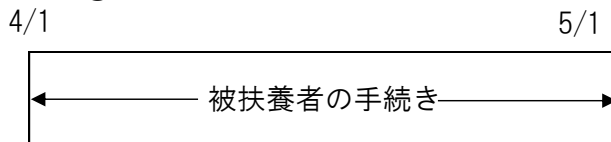
「組合員資格取得届書（給付様式第1-1号）、「お知らせ」を所属所で臨時的任用職員等へ配付

※ 一月の任用期間であっても加入

ただし、令和2年3月31日以前から任用されている臨時的任用職員で令和2年3月31日で辞令の任用期間が終了しないで継続する場合（共済組合加入者を除く。）は、その任用期間終了後に共済組合への加入となります。<事例①参照>
 ※ 臨時的任用職員等として任用される職員に対する周知用として、各所属所から資料1の「お知らせ」を配付してください。

- (2) 組合員に扶養する者がいる場合は、「被扶養者申告書（給付様式第2-1号）」を提出し、併せて被扶養者申告書の注意書きに基づく手続きを行ってください。<事例⑧>

<事例⑧>



※資格取得日の翌日から30日以内

4/1任用の方で扶養する者がいる場合は、各所属所へ30日以内に「被扶養者申告書（給付様式第2-1号）」を提出してください。その際、添付書類が必ず必要となりますので、速やかに提出をお願いします。

- (3) 任用期間が継続する場合は、組合員等の資格も継続するため、組合員証及び被扶養者証の返納は要しないこととします。<事例⑨参照>

<事例⑨>

4/1 空白期間がなく、任用継続する場合

公立学校共済組合 神奈川支部	公立学校共済組合神奈川支部
-------------------	---------------

任用期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日

令和2年4月1日から令和3年3月31日

4/1以前から共済組合加入者で引き続き共済組合の資格を継続する場合は、組合員証等は返納しない。

- (4) 組合員証番号は、原則として組合員資格を継続する期間に変更しません。<事例⑩参照>

<事例⑩>

常勤職員	フルタイム再任用職員
臨時的任用職員	常勤職員（臨時的任用職員）
フルタイム再任用職員	臨時的任用職員

共済組合加入資格が継続する間は、原則、組合員証番号の変更は行わない。

組合員番号継続 →

- (5) 任命権者が異なる異動等で、空白期間がある場合は、組合員資格を継続しません。なお、所属所において前職の辞令等により任命権者間の任用期間の終了日と新たな任用開始日の間に空白期間がないことを確認した場合は、組合員資格を継続することになりますので、次表のとおり共済組合（給付グループ）に書類を提出してください。<事例②参照>

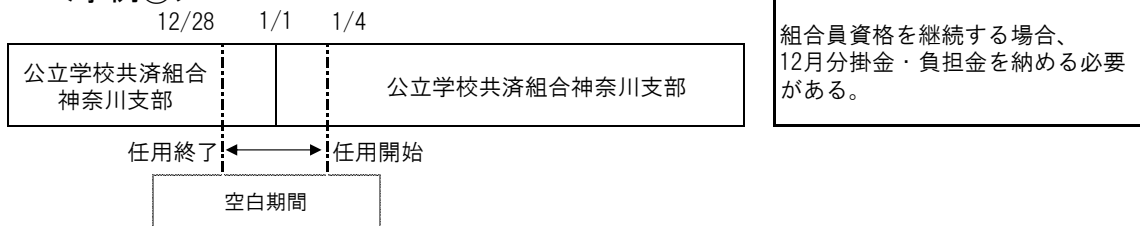
※ 退職される職員に対して、**資料2**「退職後神奈川県内の公立学校で勤務を予定されている皆様へ」のお知らせを各所属所から配付してください。

＜任命権者が異なる場合＞

異動状況等	提出書類	様式番号
県から政令市、政令市から県の場合 (神奈川県内の異なる任命権者の場合)	組合員異動報告書(転入用)	(給付様式第1-2号)
他県から神奈川県に異動となる場合	組合員資格取得届書	(給付様式第1-1号)

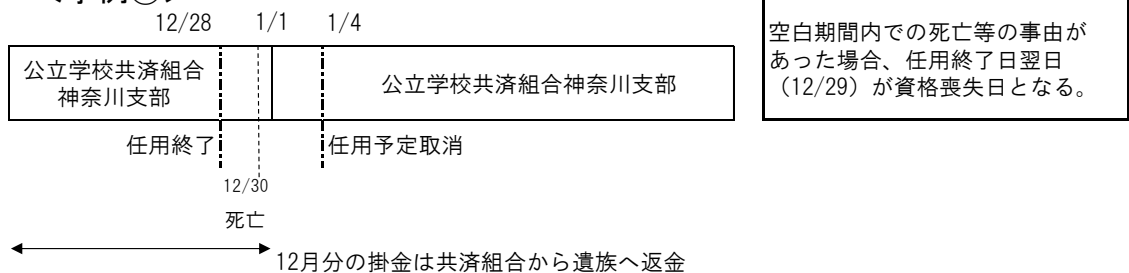
なお、月末に空白期間等があっても、組合員資格を継続する期間中の本人負担分の掛金及び事業主負担金等は、地方公務員等共済組合法に基づき給与支払機関等が支払うものとします。＜事例⑪参照＞

＜事例⑪＞



ただし、空白期間が月末日まであり、その空白期間の途中で死亡等により任用予定取消等の事由がある場合は除きます。＜事例⑫参照＞

＜事例⑫＞



※ 退職等により組合員資格を喪失した場合は、組合員証(被扶養者証を含む。)を共済組合へ返納するとともに、「組合員異動報告書(転出用)(給付様式第1-3号)」を所属所経由で提出してください。

- (6) 任用期間終了時点で次の任用予定が明らかに認められる場合の空白期間等ある場合に組合員資格を継続します。各所属所で次の任用が明確でない場合は、資格喪失手続きを行うものとします。
- (7) 任命権者が遡り辞令等により、事実上、任用期間が継続する空白期間等となり、組合員資格を継続するとなった場合であっても、資格喪失の手続きをとったうえで、資格取得の手続きを行い、組合員証を発行した後に、元の組合員証番号への変更は行いません。